

指定医指定通知書の送付のご案内

平素から、山梨県の小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、御理解、御協力をいただきまして、感謝申し上げます。

別添のとおり指定医指定通知書を送ります。指定医の主な役割等については以下のとおりとなりますので、御一読ください。また、研修等の詳細につきましては、今後御案内してまいります。

1 指定医の職務

○小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（以下「医療意見書」という。）の作成

○小児慢性特定疾病の治療方法その他疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究の情報の提供。（患者データ（医療意見書の内容）を登録管理システム（※）に登録するなど。）

※現在、国において作成中です。システムが稼働しましたら、詳細を御案内いたします。

2 指定医番号の見方

○小児慢性特定疾病指定医

①専門医資格によるもの

②研修によるもの

③経過措置*によるもの

指定医番号（10桁）の区分

都道府県番号		指定区分		県・中核市区分	管理用番号				
1	9			1					

①は01 ②③は02

00001~99999

*【経過措置とは】

都道府県知事は、平成 29 年 3 月 31 日までの間に限り、その申請に基づき、法の施行日（平成 27 年 1 月 1 日）において診断又は治療に 5 年以上（医師法に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師であって、小児慢性特定疾病の診断及び治療に従事した経験を有するものを指定医に指定することができる。

この場合の指定医は、平成 29 年 3 月 31 日までに指定医研修を受けなければならないものとし、当該研修を受けなかったときは、その指定は、当該日にその効力を失う。

（裏面へ続く）

3 医療意見書の作成にあたっての注意点

○医療意見書の作成方法

平成27年1月1日以降に医療費助成の申請を行う患者に対しましては、新制度に対応した新医療意見書を交付していただきますようお願いいたします。

新医療意見書は、国のシステムが稼働するまでは次のホームページにアクセスし、疾病ごとに様式をプリントアウトして記入してください。

【小児慢性特定疾病情報センター <http://www.shouman.jp/>】



○新制度の医療意見書を作成するにあたっては、指定通知書に掲載されている「指定医番号」を医療意見書の所定の欄に記入してください。

御記入がない場合、窓口では、指定医により作成された医療意見書ではないと判断し、差し戻しになります。

4 指定医の指定申請について

○指定医の指定は、医療意見書を作成する医療機関の所在地ごとに行います。

複数の医療機関において医療意見書を作成する場合は、勤務の形態(常勤、非常勤など)に係わらず、医療機関の所在地全ての都道府県知事(指定都市、中核市の市長)に指定医申請をする必要があります。

○指定医の有効期間は、指定通知書のとおりです。

○有効期限の前に、更新申請を行ってください。

○専門医資格による難病指定医の更新申請にあたっては、申請時に専門医の認定期間であることの証明が必要となります。

5 指定内容の変更について

○指定通知書に記載のある事項に変更が生じた場合、変更届が必要となります。変更届は次のホームページからダウンロードできます。

6 県外に転出するとき

- 県外医療機関に転出し、勤務先を変更するなど、山梨県内の医療機関で医療意見書の作成を行わなくなる場合は、転出先医療機関所在地の都道府県（指定都市、中核市）に指定医指定申請書を提出し、新たな指定を受けるとともに、山梨県に辞退の申し出を行ってください。
山梨県の指定は取り消されます。

7 公表について

- 県では、法令に基づき、指定通知書に記載された事項のうち、次の事項をホームページに掲載します。
- ①医師氏名
 - ②医療機関の名称及び所在地
 - ③担当する診療科名

お問い合わせ先・変更届等の郵送先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県福祉保健部健康増進課 母子保健・難病担当

TEL 055-223-1496

FAX 055-223-1499

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/>